

暮らしの情報



石神菜の花畑

目次

- P1 12月から繊維製品の洗濯表示が変わります
- P2,3 あわてない! まず知ろう!
電力自由化
- P4 消費者のつどい
いちはら2016

12月から繊維製品の洗濯表示が変わります



衣類を洗う際に洗濯表示を気にされる方は多いと思います。

皆さんが目にしてきたこの表示ですが、平成27年の繊維製品品質表示規定改正により、平成28年12月1日以降、変更されることになりました。

新しい表示は、下記の基本記号と付加記号及び数字で表されます。

詳細は消費者庁のNews Release「家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について」(http://www.caa.go.jp/hinpyo/pdf_data/150331_kouhyoubun.pdf)で確認することができます。

新しい洗濯表示



基本記号



付加記号



表示例



意味：
液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる

あわてない! まず知ろう! 電力自由化

今年4月から電力の小売り全面自由化が始まりました。テレビなどでも「安くなる」「お得」と盛んに宣伝されています。電気代が節約できると言われれば、誰しも無関心ではられません。でも、本当にその契約で大丈夫なのでしょう。



相談事例 1

聞いたことのない名前の会社Aから電話がかかってきた。「Aと契約すると電気代が安くなる。ご自宅に伺って電気設備の状況を確認の上、詳しく説明したい」と言われて訪問を承諾してしまった。Aという会社は信用できるか。



相談事例 2

新しい携帯電話機を見に携帯ショップに行ったところ、「携帯電話と一緒に電力の契約をすると安くなる。今契約すると更にお得」と、新しい電力会社との契約を勧められた。携帯電話など電力以外の商品と、電力とのセット契約を結ぶときに注意すべき点は何か。



相談事例 3

高齢の父が一人暮らしをしている実家に帰省したところ、「大手電力会社から委託を受けてプランを紹介しています」と電話があった。電力自由化の話ということだったが、結局は電力会社の委託業者でもなく太陽光発電パネルの勧誘と判明。事情のよくわからない高齢者宅を狙って勧誘しているのではないだろうか。



まず、いまさら聞けない「電力自由化の素朴な疑問」について、次のページで確認してみましょう。

電力自由化 ～ 素朴な疑問 ～

- ① 必ず新契約に切り替えなければならないか？
⇒ 慌てて契約する必要はありません。切り替えない場合は、これまでの電力会社の料金メニューが適用されます。
- ② 新たに電線を引く必要がある？
⇒ 今の送電線・配電線を使用するので、新たに引く必要はありません。
- ③ 新電力に切り替えると、停電が起こりやすい？
⇒ 「新電力だから停電しやすい」ということはなく、電気の品質も変わりません。
- ④ スマートメーターは有料？
⇒ スマートメーターへの交換は原則無料で、新たな機器の購入を求められることはありません。



電力小売自由化 ～ 検討するときの注意点 ～

- ① 契約を検討している小売電気事業者の登録*を確認する
*各家庭に電気を販売する“小売電気事業者”は国の登録を受けなければなりません。登録業者の一覧は資源エネルギー庁のホームページで確認ができます。
- ② ご家庭の電気の使用状況からみて、切り替えるメリットがあるか検討
- ③ 契約期間や中途解約、割引の条件等はどうなっているか確認
契約期間満了前に解約すると、違約金が発生する場合もあるので要チェックです。ガスや携帯電話、インターネット、各種サービスなどとのセット契約が割引条件になっているものもあるため、プラン内容を確認しましょう。
- ④ 契約した際に、契約書面をもらう
事業者は、契約内容について記載した書面を消費者に交付することが法律上義務付けられています。
- ⑤ **クーリング・オフ**できる場合がある
訪問販売・電話勧誘販売での契約は、法定書面を受け取った日から8日以内であれば**クーリング・オフ**ができます。



不審な勧誘・便乗商法に注意！！

- ・「新電力に切り替えないと、電気が止まる」と言われ、契約を急がされた。
- ・電力会社の社員や関係企業を装い、調査・点検や機器の販売と称した不審な勧誘を受けた。
- ・「電力自由化で、売電が可能になり、太陽光発電システムをつけて売電すれば儲かる」と、太陽光発電システムの設置を勧誘された。

不審な勧誘・突然の勧誘で慌てて判断せず、まず消費生活センターにご相談ください。

電力自由化についてのお問い合わせ先 0570-028-555(資源エネルギー庁)

<受付時間> 9:00 ~ 18:00 *土日祝日、年末年始を除く

消費者のつどい いちはら2016

「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされています。「消費者月間」では、消費者庁が全国統一テーマを定めるとともに、全国各地で消費生活に係る様々なイベントなどが行われています。

市原市では、記念行事として5月に「消費者のつどい いちはら2016」の開催を予定しています。

消費者のつどい いちはら2016

講演



缶詰には缶動が詰まっている！



講師：缶詰博士

黒川 勇人 氏



開催日時 **5月 21日**(土)

午後1時30分～午後3時40分

場 所 YOUホール 3階 多目的ホール

定 員 300名

申込方法 電話で申込む

申 込 先 市原市消費生活センター

電話：**0436-21-0844**

略歴

昭和41年福島県生まれ

平成16年から世界の缶詰を紹介する「缶詰blog」を執筆

日本缶詰協会公認の「缶詰博士」として、缶詰の素晴らしさを一人でも多くの人に伝えるため、テレビやラジオ、新聞など各種メディアで活躍中

朝日新聞土曜版be「忙中カンあり」連載中

【著書】

- ・缶詰博士が選ぶ「レジェンド缶詰」究極の逸品36（講談社+α新書）
- ・安い！早い！だけどとてつもなく旨い缶たん料理100（講談社）ほか

市原市消費生活センター
住所 〒290-0081
市原市五井中央西1丁目1番地25
サンプラザ市原2階
電話 0436(21)0844
FAX 0436(21)0899
http://www.city.ichihara.chiba.jp/
H P 070keizai/syohu/p_e_60.html

消費生活相談専用電話※

0436 (21) 0999

相談受付時間 **9:00～12:00・13:00～15:30**
(土・日・祝日・年末年始除く)

※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。